

有効

遊休地の活用を考えてみませんか？

平成18年6月21日に交付された改正医療法により、医療法人の附帯業務として、有料老人ホームや高齢者専用住宅の経営等が可能となりました。

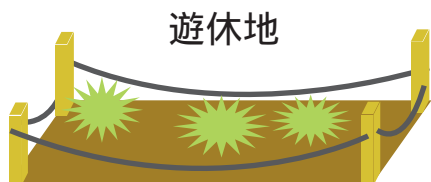
(従来は新会社を設立する必要がありました。)

老人ホーム等が指定居宅サービス事業者として指定を受けることができれば、家賃収入の他に介護保険収入も見込めるようになります。

遊休地をお持ちの法人様がいらっしゃいましたら、この機会にご検討ください。



老人ホームを業務に追加することで、
多様な経営を望めるようになります！



- ・有料老人ホーム
- ・高齢者専用住宅

高齢者専用住宅とは、専ら高齢者を賃借人とする賃貸住宅として知事の登録を受けたものをいいます



ただし、附帯業務のみ行うことや、附帯業務を第三者に委任することはできません。
また、附帯業務は本来業務に支障のない限り行えることになっています。

手続にはまず、

定款の変更認可申請
都道府県知事への届出等

が必要となります



書類作成、手続代行はお任せください

行政書士法人ルート

〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目3番11号

TEL 078-327-6072 FAX 078-327-6058



医療事務に関する具体的なご相談には応じかねます